

議録様式

審 議 会 名	令和6年度 第2回 杉戸町空家等対策協議会
開 催 日 時	令和7年2月26日(水) 午前10:00~
開 催 場 所	第三庁舎2階会議室1(庁議室)
会 議 の 議 題	(1) 令和5年住宅・土地統計調査の結果について (2) 空家等対策計画の修正について (3) 個別案件(Aランク空き家)の進捗状況について
公開・非公開の別	議題(1)(2) <input type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (公開の場合傍聴者数0人) 議題(3) <input type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (非公開の場合理由) 議題(3)に係る審議事項が、杉戸町情報公開条例第6条に該当する公開しないことができる情報を含む事項であるため。
出席委員氏名	窪田会長、宮田副会長、後藤委員、佐々木委員、折原委員、棚瀬委員、細田委員、山崎委員、山田委員
審 議 の 概 要	<p>議事(1) 令和5年住宅・土地統計調査の結果について</p> <p>主な質疑・意見等</p> <p>窪田会長 杉戸町のその他住宅の空き家率は?また、県内の順位は?</p> <p>事務局 杉戸町のその他住宅の空き家率5%です。県内の順位は25位です。</p> <p>議事(2) 空家等対策計画の修正について</p> <p>佐々木委員 国の特別措置法の改正に伴うということで前半の管理不全空家等、そうした制度があるということ。後半の財産管理制度に関しても、財産管理制度と行政代執行の場合の比較について理解した。 空家等対策計画に財産管理制度を追記する際、知らない人には民法の何条かわからないので、記載するとわかりやすいのではないかと思う。</p> <p>事務局 適切な表現を検討します。</p>

棚瀬委員

財産管理制度について。新しい制度として所有者不明建物管理制度と管理不全土地建物管理制度という制度が新しくできたが、おそらくまだ実際に活用事例が少ないというところだと思う。これは今までの制度よりも使い勝手が良くなっている制度となる。

相続財産清算人制度は、その人の相続財産全部を管理する制度であり、建物以外の財産も全部管理する必要がある。

それに対して、所有者不明建物管理制度と管理不全土地建物管理制度は不動産に特化している制度。不動産だけを管理してほしい場合には、当該制度が活用できる可能性がある。ただし、実例が少なく、私自身もほとんど聞いたことがないので、ちょっと情報を集めるのが難しい、大変かなというところがあるが、今後ご検討いただけたらと思う。

事務局

新しくできた制度というところで、県内の担当者の中でも話題になっていますが、活用事例を把握しておりませんので、今後、調査していきたいと思います。また、こうした協議会という各専門家のご意見をいただける場がありますので、ぜひ連携をさせていただきながら、制度の活用について研究していきたいと考えております。

宮田委員

管理不全空家等について、判断基準や物件の洗い出しはされているのか。

事務局

判断基準については、埼玉県がマニュアルを策定中ですので、今後、そのマニュアルを活用していきたいと思います。

次に物件については、現在、平成27年以来の空き家実態調査を進めております。実態調査については令和7年度中の完成を予定していますので、そのタイミングで物件の整理をしていきたいと思います。

議事(3) 個別案件(Aランク空き家)の進捗状況について

※個人情報を含むものとなりますので、杉戸町情報公開条例第6条にもとづき、非公開とします。